

(案)



# 平川市行政改革大綱

第5次

令和8年度 ⇒ 令和13年度

(2026年度)

(2031年度)

## 目 次

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| I はじめに                      | 1        |
| II これまでの取組                  | 1        |
| III 行政改革大綱の骨子               | 2        |
| (1) 基本理念                    | 2        |
| (2) 推進期間及び推進方策              | 3        |
| (3) 行政改革大綱の推進体制             | 3        |
| IV 実施方針と推進項目体系図             | 4        |
| <b>実施方針1 質の高い行政サービスの提供</b>  | <b>5</b> |
| (1) 平川市 DX の推進              |          |
| (2) 効果的な市政情報の発信と市民ニーズの的確な把握 |          |
| (3) 市民や多様な主体との協働によるまちづくりの推進 |          |
| (4) 災害時における行政業務の継続          |          |
| <b>実施方針2 組織・機構や事務の最適化</b>   | <b>5</b> |
| (1) 効率的な組織・機構の構築と定員の適正化     |          |
| (2) 事務事業の見直し                |          |
| (3) 民間活力の活用                 |          |
| <b>実施方針3 持続可能な財政運営の推進</b>   | <b>6</b> |
| (1) 健全財政の維持                 |          |
| (2) 市税等自主財源の確保              |          |
| (3) 公共施設マネジメントの推進           |          |
| (4) 持続可能な上下水道事業の実現          |          |
| <b>実施方針4 職員力向上のための環境づくり</b> | <b>7</b> |
| (1) 働きやすい職場環境づくり            |          |
| (2) 人材育成の推進                 |          |

## I はじめに

地方自治体を取巻く社会経済情勢は、新たな時代に直面しています。

少子高齢化により人口減少が進行する中で、個人のニーズは多様化が進み、行政は多岐にわたる対応を求められており、地方自治体は限られた財源・職員・時間で効果的かつ効率的、そして柔軟に対応しなければなりません。

一方で、デジタル技術の進展は著しく、クラウドや人工知能などの発展により、急速な情報化社会が進み、長年継承されてきた「常識」や「当たり前」の見直しが求められています。

当市がこれらの変革に確実に対応していくためには、行政の在り方を見直しながら、行政資源やデジタル技術を最大限に活用して公共サービス等の維持・強化を図る必要があります。

当市は令和8年1月1日に市制施行20周年を迎えます。

目まぐるしく変化する社会情勢の中でも、まちづくりを確実に推進していくために、第5次平川市行政改革大綱を策定し、実施していくものです。

## II これまでの取組

平川市では、市制施行後、4次にわたる行政改革大綱のもと、効果的・効率的なサービスを持続的かつ安定的に供給できる体制の構築を目指し、行政改革の取組を進めてきました。

第1次では主に歳出の削減を図る「量の改革」、第2次では第1次の取組に加え、市民が主役のまちづくりと市民から信頼される行政を目指す「質の改革」、第3次では限られた資源で効果的・効率的なサービスを持続的に提供できる体制の構築を目指す「持続可能性の推進」、第4次ではこれまでの取組を継続しつつ、さらに持続的かつ安定的に行政改革に取り組む「効率化・能率化」を基本目標に掲げてきました。

### 【これまでの取組内容】

|                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 第1次<br>(H18~H22) | 【実施方針】                      |
|                  | (1)行政の担うべき役割の重点化            |
|                  | (2)行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 |
|                  | (3)定員管理及び給与の適正化等            |
|                  | (4)自主性・自立性の高い財政運営の確保        |
|                  | (5)人材育成の推進                  |
|                  | (6)公正の確保と透明性の向上             |
|                  | (7)電子自治体の推進                 |
| (8)議会            |                             |

|                  |  |
|------------------|--|
| 第2次<br>(H23~H27) | <b>【実施方針】</b><br>(1)市民の参画と市民協働による行政運営<br>(2)市民の利便性が向上する質の高い行政サービスの提供<br>(3)人材育成及び定員管理<br>(4)健全な財政運営の推進<br>(5)民間活力の活用 |
| 第3次<br>(H28~R2)  | <b>【実施方針】</b><br>(1)市民の参画と協働の推進<br>(2)市民が満足する質の高い行政サービスの提供<br>(3)効率的な組織・機構の構築<br>(4)健全な財政運営の推進<br>(5)民間活力の活用         |
| 第4次<br>(R3~R7)   | <b>【実施方針】</b><br>(1)質の高い行政サービスの提供<br>(2)組織・機構や事務の効率化・適正化<br>(3)健全な財政運営の推進<br>(4)活力ある職場環境づくりと職員の能力向上                  |

### Ⅲ 行政改革大綱の骨子

#### (1) 基本理念

第5次平川市行政改革大綱では、基本理念を「持続可能でスマートな行政運営の推進」として掲げ、今後6年間の推進期間で、次に掲げる4つの実施方針のもと、行政改革を推進していきます。

#### 基本理念

#### 持続可能でスマートな行政運営の推進

実施方針1 質の高い行政サービスの提供

実施方針2 組織・機構や事務の最適化

実施方針3 持続可能な財政運営の推進

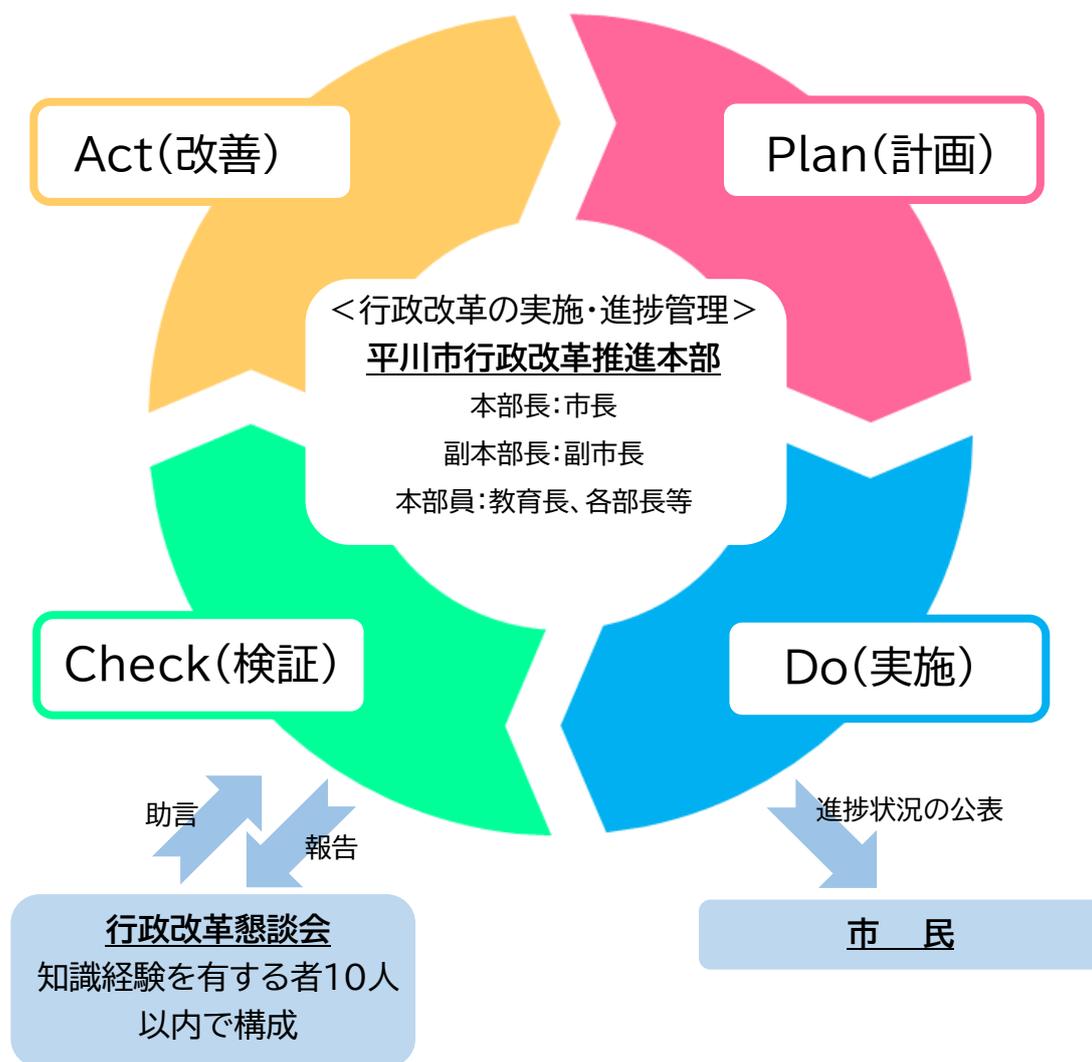
実施方針4 職員力向上のための環境づくり

## (2) 推進期間及び推進方策

当行政改革大綱の推進期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。具体的な取組については、「行政改革大綱実施計画」により推進し、成果の評価を毎年度実施して改善につなげていきます。また、社会情勢や市民意識の変化に対応する必要性が生じた場合には、随時実施計画内容の見直しを行います。

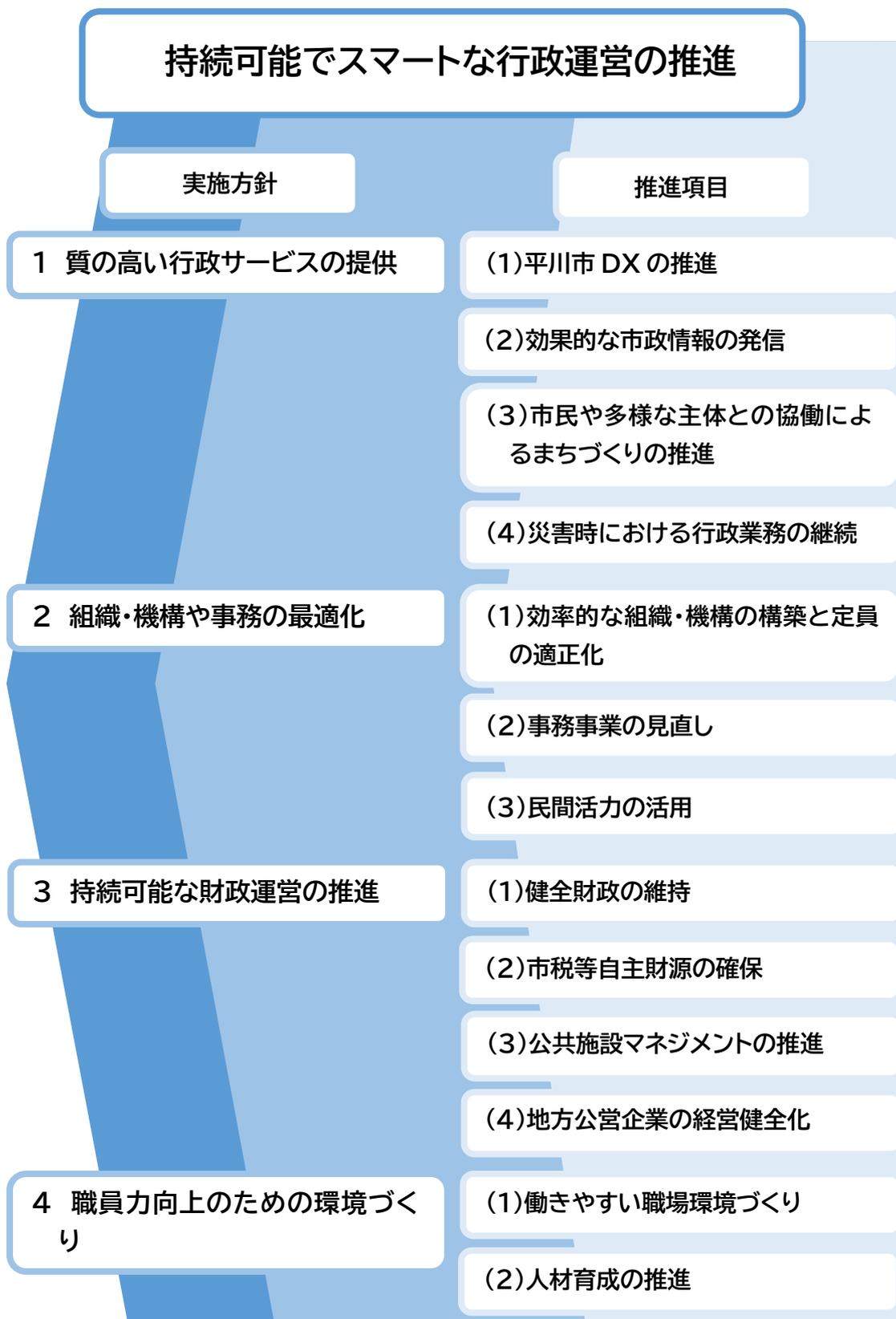
## (3) 行政改革大綱の推進体制

行政改革を着実に推進していくため、計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、改善(Act)というサイクルのもと、「平川市行政改革推進本部」が実施及び進捗管理を行います。成果・進捗状況については、民間有識者、市民の代表からなる「平川市行政改革懇談会」に報告し、さまざまな立場と観点から意見を求め、改善を図りながら、「持続可能でスマートな行政運営の推進」を目指します。



## IV 実施方針と推進項目

<体系図>



## 実施方針1 質の高い行政サービスの提供

市民ニーズの多様化が進み、行政に対して多岐にわたる対応が求められている中、効率的に行政サービスを提供するための取組を推進し、市民が満足する質の高いサービスの提供に努めます。

### (1) 平川市DX※の推進

窓口業務のスマート化や申請手続きの簡素化・オンライン化を図るため、デジタル技術と情報資産を最大限に活用して、利便性が高く品質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

※DX…デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術等の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

### (2) 効果的な市政情報の発信

ホームページや SNS 等、多様な手法による情報発信を行い、市民が必要とする情報をわかりやすく、タイムリーに更新し、効果的な情報発信をしていきます。

### (3) 市民や多様な主体との協働によるまちづくりの推進

活力ある地域コミュニティの形成に向け、市民が主体的にまちづくりに取り組む環境づくりを推進するとともに、地域の課題解決に向けて関係機関・団体と連携し、協働によるまちづくりを進めます。

また、市民との対話を重視した懇談会やパブリックコメント、市民に対してのアンケート調査等の実施により、市民から広く意見を募り、各種施策に反映させることで、市民が参画しやすい環境づくりを進めます。

### (4) 災害時における行政業務の継続

大規模災害や新型インフルエンザ等の発生により市役所機能が低下した場合でも、市民の生命と健康を守り、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供するための体制の維持に努めます。

## 実施方針2 組織・機構や事務の最適化

将来にわたり持続的かつ安定的に行政運営を行い、限られた行政資源で質の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、組織・機構の構築や業務を見直し、行政のスリム化、適正化を図ります。

(1) 効率的な組織・機構の構築と定員の適正化

行政課題や市民ニーズに対応するため、部局の枠にとられない効率的な組織・機構の構築を進めます。

また、求められる行政サービスのボリュームに応じた、最適な職員数の確保に努めます。

(2) 事務事業の見直し

市民ニーズに即した行政サービスを提供できるよう、事務事業やサービス水準の質や量、実施方法等の点検を行います。

また、事業実施に当たっては、スクラップ・アンド・ビルド※やサンセット方式※の考え方により、事業の必要性を精査し、行政のスリム化・効率化を図ります。

※スクラップ・アンド・ビルド…新規事業を実施する際は既存事業を改廃し、行政サービスの肥大化を防ぐこと。  
※サンセット方式…事業や補助制度の終期をあらかじめ設定・明示し、行政サービスの肥大化を抑制する手法。

(3) 民間活力の活用

市が直営で行うよりも民間に委ねた方が効果的・効率的な運営が期待できる業務については、民間移譲や民間委託を推進します。

### 実施方針3 持続可能な財政運営の推進

限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業展開し、市税等の自主財源の確保や公共施設の長寿命化と量の最適化を図り、真に必要な行政サービスの提供を実現しながら持続可能な健全財政を目指します。

(1) 健全財政の維持

急激な社会経済情勢の変化や高齢化の進展に伴う社会保障費の増大等、市の財政運営への影響に柔軟に対処し、健全財政の維持に努めます。

(2) 市税等自主財源の確保

市税の適正な負担と収納率の向上、使用料・手数料の受益者負担の適正化を図るとともに、遊休財産の売却やふるさと納税の推進をはじめとした自主財源の確保に努めます。

(3) 公共施設マネジメントの推進

限られた財源の中、市民にとって必要な施設を持続的に維持していくため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の規模の適正化、効率的な施

設管理及び有効活用による公共施設等の量の最適化を図り、真に必要とされる行政サービスの提供の維持・確保を目指します。

#### (4) 地方公営企業の経営健全化

水道事業及び下水道事業は、財務状況の明確化、事務事業の効率化、水道料金・下水道使用料の収納率向上及び滞納等の解消に積極的に取り組むとともに、水道料金・下水道使用料の計画的な見直しを行い、経営の健全化を図ります。

### 実施方針4 職員力向上のための環境づくり

職員一人一人が質の高い行政サービスを提供するため、職員の個性を大切にしながら、職員の持つ能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境づくりを進めます。

#### (1) 働きやすい職場環境づくり

多様な能力・個性を発揮できる職場環境の構築を図るために、有給休暇の取得促進や時間外勤務の抑制、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させることで、働きやすく、活力ある職場環境づくりを進めます。

#### (2) 人材育成の推進

「平川市人材育成基本方針」に基づき、職員の経営能力や専門性・創造性を高める研修機会の充実に努めることで、職員の能力向上を図り、多様化・複雑化する市民ニーズに対応できる人材育成を推進します。

また、「人事評価システム」の効果的な運用等により、職員一人一人が能力を高め、組織力を向上できる体制づくりを進めます。

## 第5次平川市行政改革大綱

---

- ◆発行年月 令和7年(2025年)10月
- ◆発行 平川市  
036-0104 青森県平川市柏木町藤山 25 番地 6  
TEL 0172-44-1111 / FAX 0172-44-8619  
URL <https://www.city.hirakawa.lg.jp>
- ◆編集 平川市総務部総務課